

## 【研究論文】

# 日本企業の取り組むCSRの課題 －ISO26000を通しての考察－

藤 近 雅 彦

## 論文要旨

わが国の企業の推進するCSR活動は、ステークホルダーからの要請に対応しているの  
であろうか。この問題意識のもと、2010年にISOが発行した組織の社会的責任について  
の規定であるISO26000の掲げる課題に対する、日本企業の大手100社の取り組み状況に  
ついて研究を行った。その結果、多くの企業が取り組む課題とそうでない課題には、大  
きなばらつきがあることが示された。「環境」「労働慣行」「コミュニティへの参画」に関  
連する課題は取り組み率が高く、「公正な事業慣行」や「人権」に関する課題には消極的  
である。さらに業種別にも興味深い傾向のあることが明らかになった。こうした結果を  
踏まえて、ISO26000以後の日本のCSRのあり方についても提言を行う。

## 1 はじめに

わが国の産業界に「CSR」という言葉が広まってから久しい。上場企業を中心にCSR報告書を  
発行したり、CSR専任の部署を設置する企業も増えている。しかしながら、CSRに対する考え方  
は一律ではない。活動として取り組む活動テーマも、企業の事業領域や事業規模、ビジネスモデ  
ルなどに応じて、さまざまに異なっている。日本においてはステークホルダーとの間で十分なコ  
ミュニケーションが行われているとは言えない企業が多い。また、ステークホルダーダイアログ  
などを実施している企業においても、出てきた意見をどうCSRのテーマや推進計画に反映させる  
かのプロセスや基準が未確定なケースが見受けられる。そのため、CSR活動が、社会課題の解決  
に向けて企業が果たすべき役割についてのステークホルダーからの要請に対応しているか否か  
については疑念がある。

こうしたなか、国際標準化機構（ISO）が策定を進めてきた「組織の社会的責任」に関するガ  
イダンス規格である「ISO26000 (Guidance on social responsibility)」が、2010年11月に発  
行された。ISO26000はCSRに関する世界初のグローバルスタンダードといえる。そこで本研究  
では、わが国の代表的な企業がCSRとして進めている活動が、ISO26000とどう整合しているの

---

キーワード：日本企業 (Japanese companies), CSR (corporate social responsibility), ISO26000

かを調査・分析し、日本企業のCSRのあり方を浮き彫りにするとともに、その傾向について明らかにしたいと考える。

## 2 先行研究のレビューと本研究の位置づけ

経済産業省は2004年に「企業の社会的責任に関する懇談会」を開催し、その報告を「企業の社会的責任（CSR）を取り巻く現状について」にまとめた。これを受けて藤井（2005）は、日本のCSRの特徴を次のように述べている。すなわち、失業や途上国の人権など従来の枠組みでは解決しにくい問題に対する自主的・主体的な対応として捉えてきたヨーロッパに対して、日本は、フィランソロピーと地域社会を重視するアメリカ型のCSRの影響をより大きく受けている。その結果「環境保全+社会貢献+法令遵守」のパッケージングコンセプトと解釈されてきたと指摘している。そのうえで「重要なことはヨーロッパのCSRに日本が気づいていない内容があるとしたら、その内容について検討すること」（藤井，2005，50頁）とし、「今日ヨーロッパがCSRを改めて考えている事実の後ろにある世界，社会，そして企業観の変化に注意を払う必要がある」（藤井，2005，58頁）ことを示唆している。

眞崎（2006）では、みずほ総合研究所が2005年に実施したCSRに対する取り組み調査の結果が紹介されている。それによると、上場、非上場、あるいは製造、非製造企業ともCS向上などの「消費者・顧客面」、省エネなどの「環境面」、従業員教育などの「雇上面」への取り組みを進めている企業が多く、上場企業の場合はさらにIRなどの「株主面」が加わっている。こうした結果について、事業の特性と並んでそれぞれの企業に対するステークホルダーからの要請が異なるためと分析しているが、具体的にステークホルダーのどのような要請があり、それらに対して企業がどう答えようとしているのかは明らかにされていない。

足達・小崎（2008）では、日本経済団体連合会が会員企業572社に対して2005年に実施した調査の結果として「コンプライアンス，法令遵守」が突出して多く、「環境」「安全・品質」「個人情報保護・情報セキュリティ」「コーポレートガバナンス」と続いていることを上げ、「企業経営のリスクや事業機会としてどの程度認識されるかが、優先度が高い取り組みになるか否かに関係することになる」（足達・小崎，2008，30頁）と分析している。

一方、企業アンケートに基づく調査としては、経済同友会社会的責任経営委員会（2010）がある。これは同会がISO26000をもとに作成した「自己評価シート（第3版）」に基づいて、経済同友会会員企業などが自社のCSR活動を評価した結果のなかから、任意に調査協力した445社分を取りまとめたもので、全般にCSRの取り組みが維持・強化される傾向がみられることなどを指摘している。しかしこの調査では評価が企業側の主観のみに基づいており基準が不明であるため、参考資料とするにとどめた。

本研究では藤井（2005）、眞崎（2006）、足達・小崎（2008）の指摘を踏まえ、現在の日本企業のCSR活動がどのような課題に対して進められているのかを明らかにし、その背景について検証してみる。

### 3 リサーチデザイン

#### 3.1 調査の概要、対象、方法、基準

今回の調査では、わが国の代表的な企業が自社のCSR活動として報告している内容とISO26000との整合状況を明らかにする。調査の対象は、東証一部上場企業の売上高上位企業<sup>1)</sup>のなかから、CSR報告書等を発行している企業<sup>2)</sup>、100社とした。

ISO26000では「6 社会的責任の中核主題に関する手引」において「組織統治」などの7つの「中核主題 (core subjects)」が示され、その下により細分化・具体化された複数の「課題 (issues)」が掲げられている。今回の調査では個々の「課題」について、各社の2010年版のCSR報告書等の掲載事項をもとに活動の実施状況をチェックする方法をとった。実施しているか否かの判断は、「課題」に示されている「課題の説明」「関連する行動及び期待」を参考にしつつ、その活動に取り組んでいるか否かが明確になるような独自の判断基準<sup>3)</sup>を設定し、これによって判定した。

#### 3.2 基準としてのISO26000の妥当性

次に今回の調査においてISO26000を基準として採用することの妥当性について考察を加える。前述のようにISO26000とは、国際標準化機構 (ISO) によって発行された、組織の社会的責任に関する世界初の国際規格である。策定作業は、2001年にISO理事会がISO消費者政策委員会 (ISO/COPOLCO) に対してCSR領域での国際規格策定の可能性検討を依頼したことに始まり、実に9年に及ぶ検討期間を経て発行したものである。また検討に当たっては、90を超える国と40を超える地域機関から政府や産業界、労働団体、消費者団体、NPO、NGOなどが対等の立場で議論に参加して策定されている (International Organization for Standardization 2010)。

さらに国連の『Global Compact』やグローバルレポーティングイニシアティブ (GRI) の『サステナビリティレポーティングガイドライン』、AccountAbility『AA1000 AccountAbility原則基準2008』のように、特定の分野だけに限定したものではなく、CSRの幅広い領域について指針を示している点が特徴である。上記の事柄より、ISO26000は多様なステークホルダーの組織に対する要請事項が幅広く反映されている規格であると推定される。しかるに本調査の基準として採用することは妥当であり、ISO26000制定時におけるわが国企業の活動との整合状況を調査することには、一定の意義があると考えられる。

## 4 日本企業のCSRとISO26000の整合状況

### 4.1 全体的な傾向

今回の調査によって明らかになったISO26000の課題に対する日本企業の取り組み状況をまとめたものが、表1である。左列にISO26000の課題を置き、それに対する100社のの取り組み状況を、100社全体と業種別で示した。パーセンテージは、対象企業のうち当該の課題に対して取り組んでいる企業の割合である。また「取り組み課題数（平均）」は、当該中核主題の課題のうち各企業が平均していくつの課題に取り組んでいるかを示す。

以下、この内容について考察を加えていく。

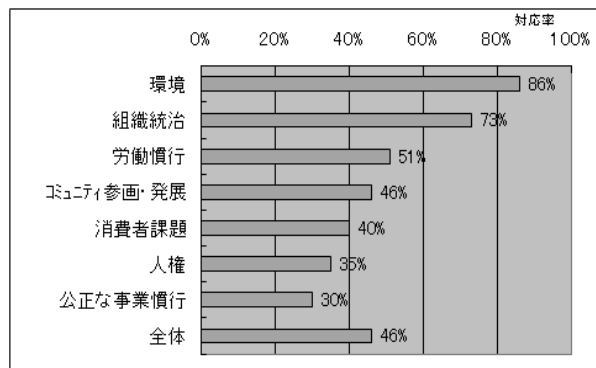
#### 4.1.1 中核主題別の「取り組み課題数（平均）／課題数」

100社の企業の取り組み状況を、7つの中核主題別にそれぞれの「取り組み課題数（平均）／課題数」で比較してみた。たとえば「環境」では4つの「課題」に対して調査対象企業の「取り組み課題数（平均）」は3.43であるので、 $3.43/4=86\%$ となる。

その結果は、高い順に「環境」(86%)、「統治機構」(73%)、「労働慣行」(51%)、「コミュニティへの参画及びコミュニティの発展」(46%)、「消費者課題」(40%)、「人権」(35%)、「公正な事業慣行」(30%)となり、中核主題全体でみると46%であった。

地球温暖化などを背景に「環境」に対する関心の高さが顕著であること、また自社のCSRのあり方を規定する「統治機構」についても多くの企業が具体的な活動を行っていることがうかがえた。その反面「公正な事業慣行」「人権」「消費者課題」に対しては、相対的に関心が低いことが分かる。

図1 中核主題別の整合状況



#### 4.1.2 取り組みの進んでいる課題

次に中核主題ごとの課題について、取り組み状況を見てみる。まず取り組んでいる企業の多い課題については、「6.5.5気候変動の緩和及び気候変動への適応」の99%を筆頭に、「6.8.3コミュニティへの参画」と「6.8.4教育及び文化」「6.4.7職場における人材育成及び訓練」（いずれも91%）と、「6.5.4持続可能な資源の利用」(86%)「6.5.6環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復」(82%)と続いている。特筆すべきは、「環境」関連の課題に対する取り組みの熱心さである。4つの課題のすべてが、76%以上の企業で推進されているとの結果であった。

表1 ISO26000の課題に対する日本企業の取り組み状況

項目	業種 (企業数)	100社	製造業 (67社)								非製造業 (33社)					
			電気機器 (12社)	輸送用 機器 (11社)	電力 ・ガス (8社)	鉄鋼 ・非鉄金属 (6社)	化学 (6社)	建設 (6社)	その他 (18社)	卸売 (9社)	陸海空運 (9社)	銀行・保険 (7社)	その他 (8社)			
組織統治 (課題数 1)																
6.2	6.2.3	意思決定のプロセス及び構造	73	75	58	73	88	67	100	83	72	70	78	67	86	50
	取り組み課題数(平均)		0.73	0.75	0.58	0.73	0.88	0.67	1.00	0.83	0.72	0.70	0.78	0.67	0.86	0.50
	取り組み課題数(平均)/課題数		73%	75%	58%	73%	88%	67%	100%	83%	72%	70%	78%	67%	86%	50%
人権 (課題数 8)																
6.3	6.3.3	ディーリジエンス	43%	40%	33%	27%	63%	50%	50%	50%	33%	48%	44%	44%	71%	38%
	6.3.4	人権に対する危機的状況	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	6.3.5	加担の回避	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	6.3.6	苦情解決	57%	64%	67%	64%	63%	50%	83%	50%	67%	42%	44%	44%	43%	38%
	6.3.7	差別及び社会的弱者	74%	85%	83%	100%	88%	83%	83%	83%	78%	52%	44%	56%	71%	38%
	6.3.8	市民的及び政治的権利	3%	3%	17%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	3%	0%	0%	0%	13%
	6.3.9	経済的、社会的及び文化的権利	76%	79%	50%	73%	100%	83%	100%	100%	78%	69%	33%	100%	71%	75%
	6.3.10	労働における基本的原則及び権利	29%	36%	50%	45%	38%	33%	17%	17%	33%	15%	11%	11%	0%	38%
	取り組み課題数(平均)		2.81	3.07	3.00	3.09	3.50	3.00	3.33	3.00	2.89	2.27	1.78	2.44	2.57	2.38
	取り組み課題数(平均)/課題数		35%	38%	38%	39%	44%	38%	42%	38%	36%	28%	22%	31%	32%	30%
労働慣行 (課題数 5)																
6.4	6.4.3	雇用及び雇用関係	10%	12%	25%	9%	25%	17%	0%	0%	6%	6%	11%	0%	0%	13%
	6.4.4	労働条件及び社会的保護	32%	37%	58%	27%	63%	50%	17%	17%	28%	21%	0%	11%	14%	63%
	6.4.5	社会対話	43%	48%	58%	55%	63%	33%	67%	0%	44%	33%	56%	44%	29%	0%
	6.4.6	労働における安全衛生	78%	94%	83%	100%	100%	100%	100%	83%	94%	45%	56%	67%	29%	25%
	6.4.7	職場における人材育成及び訓練	91%	93%	100%	100%	88%	100%	100%	83%	83%	88%	78%	89%	100%	88%
取り組み課題数(平均)		2.54	2.84	3.25	2.91	3.38	3.00	2.83	1.83	2.56	1.94	2.00	2.11	1.71	1.88	
取り組み課題数(平均)/課題数		51%	57%	65%	58%	68%	60%	57%	37%	51%	39%	40%	42%	34%	38%	
環境 (課題数 4)																
6.5	6.5.3	汚染の予防	76%	94%	92%	100%	88%	100%	100%	83%	94%	39%	67%	44%	14%	25%
	6.5.4	持続可能な資源の利用	86%	93%	100%	91%	88%	100%	100%	83%	73%	56%	89%	57%	88%	
	6.5.5	気候変動の緩和及び気候変動への適応	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	97%	89%	100%	100%	100%	
	6.5.6	環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	82%	84%	100%	91%	100%	83%	83%	100%	56%	79%	67%	67%	100%	88%
	取り組み課題数(平均)		3.43	3.70	3.92	3.82	3.75	3.83	3.83	3.33	2.88	2.78	3.00	2.71	3.00	
取り組み課題数(平均)/課題数		86%	93%	98%	95%	94%	96%	96%	96%	83%	72%	69%	75%	68%	75%	
公正な事業慣行 (課題数 5)																
6.6	6.6.3	汚職防止	18%	21%	25%	36%	25%	17%	33%	0%	11%	12%	33%	11%	0%	0%
	6.6.4	責任ある政治的関与	4%	4%	0%	0%	0%	0%	17%	0%	11%	3%	11%	0%	0%	0%
	6.6.5	公正な競争	43%	48%	25%	45%	38%	83%	50%	67%	50%	33%	44%	33%	14%	38%
	6.6.6	サプライチェーンにおける社会的責任の推進	59%	72%	92%	91%	50%	33%	100%	33%	72%	33%	33%	22%	29%	50%
	6.6.7	財産権の尊重	27%	33%	42%	9%	13%	67%	17%	17%	50%	15%	11%	22%	0%	25%
	取り組み課題数(平均)		1.51	1.78	1.83	1.82	1.25	2.00	2.17	1.17	1.94	0.97	1.33	0.89	0.43	1.13
取り組み課題数(平均)/課題数		30%	36%	37%	36%	25%	40%	43%	23%	39%	19%	27%	18%	9%	23%	
消費者課題 (課題数 7)																
6.7	6.7.3	公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行	28%	28%	17%	9%	38%	0%	67%	17%	44%	27%	0%	0%	71%	50%
	6.7.4	消費者の安全衛生の保護	72%	79%	75%	91%	88%	33%	83%	67%	89%	58%	22%	78%	57%	75%
	6.7.5	持続可能な消費	28%	33%	17%	9%	88%	17%	33%	33%	39%	18%	0%	22%	0%	50%
	6.7.6	消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決	68%	72%	92%	73%	88%	83%	67%	33%	61%	61%	11%	67%	86%	88%
	6.7.7	消費者データ保護及びプライバシー	56%	57%	83%	36%	75%	50%	17%	67%	56%	55%	56%	67%	71%	25%
	6.7.8	必要不可欠なサービスへのアクセス	14%	14%	0%	45%	13%	0%	0%	17%	11%	15%	11%	33%	0%	13%
	6.7.9	教育及び意識向上	17%	19%	8%	27%	38%	17%	0%	0%	28%	12%	0%	0%	14%	38%
取り組み課題数(平均)		2.83	3.01	2.92	2.91	4.25	2.00	2.67	2.33	3.28	2.45	1.00	2.67	3.00	3.38	
取り組み課題数(平均)/課題数		40%	43%	42%	42%	61%	29%	38%	33%	47%	35%	14%	38%	43%	48%	
コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 (課題数 7)																
6.8	6.8.3	コミュニティへの参画	91%	93%	83%	100%	100%	100%	100%	83%	88%	100%	78%	71%	100%	
	6.8.4	教育及び文化	91%	94%	100%	82%	100%	100%	83%	100%	94%	85%	89%	67%	100%	88%
	6.8.5	雇用創出及び技能開発	22%	24%	33%	9%	25%	0%	50%	17%	28%	18%	22%	22%	14%	13%
	6.8.6	技術の開発及び技術へのアクセス	13%	16%	0%	18%	13%	17%	17%	33%	22%	6%	11%	11%	0%	0%
	6.8.7	富及び所得の創出	9%	7%	8%	0%	25%	0%	0%	0%	11%	12%	22%	0%	14%	13%
	6.8.8	健康	22%	19%	42%	18%	13%	0%	17%	0%	22%	27%	22%	11%	71%	13%
	6.8.9	社会的投資	76%	76%	67%	73%	75%	67%	83%	83%	83%	76%	89%	78%	71%	63%
	取り組み課題数(平均)		3.24	3.30	3.33	3.00	3.50	2.83	3.50	3.33	3.44	3.12	3.56	2.67	3.43	2.88
取り組み課題数(平均)/課題数		46%	47%	48%	43%	50%	40%	50%	48%	49%	45%	51%	38%	49%	41%	
取り組み課題数(平均)合計		17.09	18.45	18.83	18.27	20.50	17.33	19.33	16.33	18.17	14.33	13.22	14.44	14.71	15.13	
取り組み課題数(平均)/課題数		46%	50%	51%	49%	55%	47%	52%	44%	49%	39%	36%	39%	40%	41%	

取り組みの進んでいる課題の具体例としては以下のようなものがある。

「6.5.5気候変動の緩和及び気候変動への適応」では「温室効果ガス削減」「環境マネジメントシステムの導入」「環境配慮製品・サービスの開発・提供」など。

「6.8.3コミュニティへの参画」では「事業活動を行う地域社会への協力」など。

「6.8.4教育及び文化」では「地域の教育, 文化, スポーツ振興への協力」など。

「6.4.7職場における人材育成及び訓練」では「従業員教育方針・プログラムの実施」など。

「6.5.4持続可能な資源の利用」では「省資源」「リサイクル」「省エネルギー」など。

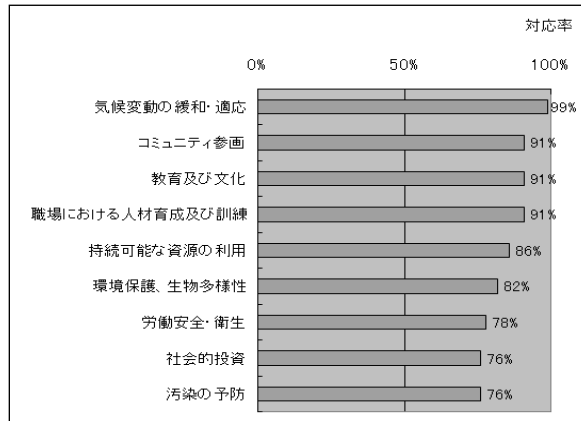
「6.5.6環境保護, 生物多様性及び自然生息地の回復」では「森林, 緑地整備」「生物多様性調査への協力」など。

「6.4.6労働における安全・衛生」では「労働災害の防止」「心身の健康管理」など。

「6.8.9社会的投資」では「学術団体や災害地域支援への寄付」「地域ボランティアへの協力」など。

多くの企業で取り組まれていることから, これらの活動はCSRを推進するうえで”やっけて当たり前”と考えられていると見られる。そのため具体的な活動内容にも見るべき差異は少なく, 類似した活動が比較的多くの企業で横並び的に実施されている。

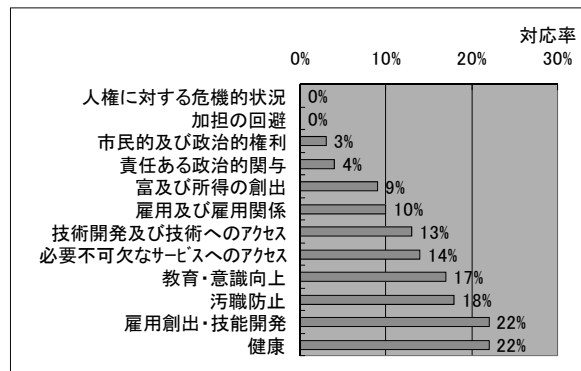
図2 取り組みの進んでいる課題



#### 4.1.3 取り組みの進んでいない課題

「6.3.4人権に対する危機的状況」「6.3.5加担の回避」に対する取り組みはいずれも0%である。次いで「6.3.8市民的及び政治的権利」が3%と, 人権に関連する課題への取り組みが上位を占めている。さらに「6.8.7富及び所得の創出」(9%), 「6.4.3雇用及び雇用関係」(10%)と続いている。こうした点から, 日本企業では社外ステークホルダーに

図3 取り組みの進んでいない課題



に対する課題, とくに事業リスク低減や事業機会拡大に関係の薄い課題に対する取り組みが消極的であることがうかがえる。また「6.3.8市民的及び政治的権利」「6.6.3汚職防止」「6.4.3雇用及び

雇用関係」については、対応することが当然である「CSR以前の取り組み」と考えられているために報告書等に掲載していないケースも多いのではないだろうか。ISO26000発行以降の開示状況の変化を注目したい。

次に、具体的な活動内容を見てみると「リスク低減型活動」と「機会拡大型活動」の2つに大別できることがうかがえる。「リスク低減型活動」とは、その企業の事業特性などからとくに高いと想定されるリスクを未然に回避するための活動である。具体例として、以下のような活動が報告されている。

「6.3.8市民的及び政治的権利」では「在日外国人・同和問題に対する活動」（イオン、富士通）など。

「6.6.4責任ある政治的関与」では「政治献金に関するコンプライアンス指針」（住友商事、三菱重工業）など。

「6.4.3雇用及び雇用関係」では「経済変動を受けた雇用維持の取り組み」（トヨタ、デンソー）、「グローバルな労働方針・協約の順守」（パナソニック、東芝）などがある。

これらの「リスク低減型活動」は「守りのCSR」と見なすことができ、具体的内容は実施している企業の間で比較的横並び傾向が高い特徴がある。

それに対して「機会拡大型活動」とは、当該企業の強みを生かした独自性の高い活動である。具体例は以下の通りである。

「6.7.8必要不可欠なサービスへのアクセス」では「身障者等用福祉車両の開発・普及」（日産自動車、マツダ、豊田車体、三菱自動車工業）、「大規模災害時の商品の提供」（セブン・アンド・アイ・ホールディングス、イオン）、「弱視児童用の拡大文字教科書」（大日本印刷）、「災害等緊急時の電力復旧」（中国電力）、「地震時の高速道路復旧」（大林組）、「駅のバリアフリー化」（東京急行電鉄）など。

「6.8.7富及び所得の創出」では「海外事業活動の現地化」（三菱商事、東芝）、「小水力発電所の寄贈」（東京電力）、「『エアコンの木』植林用苗木の維持管理による途上国の生計支援」（ダイキン工業）、「バイオディーゼル発電による貧困層自立支援」（豊田通商）、「マイクロファイナンスの実施」（三井住友ファイナンシャルグループ）など。

「6.8.6技術開発及び技術へのアクセス」では「外来侵略アリ防圧プログラムへの協力」（住友化学）、「事業に関連する技術の提供」（三菱商事、東京電力、小松製作所、コスモ石油、東日本旅客鉄道）など。

図3にはないが28%の「6.7.5持続可能な消費」では「エネルギー教育」（東京電力、関西電力、東北電力、中国電力、東京ガス、大阪ガス）、「再生可能エネルギーによる安定供給」（東京電力、中部電力、九州電力、コスモ石油）、「携帯電話のリサイクル推進」（NTTドコモ、KDDI）、「アルコール関連問題・適正飲酒への対応」（麒麟ホールディングス）、「カーボンオフセット付物流サービスの実施」（日本通運）、「グローバルな商品修理体制の充実」（任天堂）、「自社建材廃材

の製品への再生」(旭化成)、「エネルギー供給住宅の実験」(積水ハウス)などがある。

「機会拡大型活動」は「攻めのCSR」と考えられるが、そのありようは社会課題との接点で企業がどのように強みを発揮できるかに依拠している。そのため具体的な内容は、商品・サービスや保有技術、さまざまな経営資源、事業展開する地域などに応じて多様である。

## 4.2 中核主題別の傾向

### 4.2.1 組織統治

課題は1つであり「取り組み課題数(平均)／課題数」は73%である。製造業においては75%、非製造業では70%であった。

わが国の大手企業ではCSRを推進するための一応の組織、理念を構築し、管理運営していると判断できる。また、製造業と非製造業の差は小さく、自社CSRの基本的な考え方と組織整備についてはいずれの業種においても進んでいることがうかがえる。

### 4.2.2 人権

8つの課題に対して、全業種平均では2.81の課題に取り組んでいる。「取り組み課題数(平均)／課題数」は35%で、製造業においては38%、非製造業では28%であった。

課題別ではばらつきが大きく「6.3.9経済的、社会的及び文化的権利」(76%)、「6.3.7差別及び社会的弱者」(74%)、「6.3.6苦情解決」(57%)は比較的高い。しかしながら、取り組みの内容を見てみるとそれぞれワークライフバランスへの配慮、障害者等の雇用、社内を中心とするホットラインの開設などが大半を占めており、いずれも社内の従業員に対する人権保護である点の特徴といえる。「6.3.4人権に対する危機的状況」「6.3.5加担の回避」については取り組んでいるとする企業がゼロであるが、国内の企業の人権意識が主に従業員に向いていると考えるならば、人権侵害の危険性が增大した紛争などの状況や人権に対する違法行為に影響を及ぼす行為を前提とするこうした課題への関心が低くなるのも肯ける<sup>4)</sup>。

この課題では、製造業において非製造業よりも取り組み率が10ポイント高い。内訳をみると、製造業のなかでも特に公益事業者である「電力・ガス」(44%)と、海外での事業比率が比較的大きい「化学」(42%)「輸送用機器」(39%)がとくに高いことが指摘できる。その反面、海外での事業が大きい総合商社を含む「卸売」(22%)において、対応率が相対的に低いという矛盾した現象もみられる。

### 4.2.3 労働慣行

5つの課題に対して、全業種平均で2.54の課題に取り組んでいる。「取り組み課題数(平均)／課題数」は51%で、製造業においては57%、非製造業では39%であった。

課題別では「6.4.7職場における人材育成及び訓練」(91%)と「6.4.6労働における安全衛生」



(78%) が中でも高い対応率を示す。この2課題については「輸送用機器」「鉄鋼・非鉄金属」「化学」でそれぞれ全企業が活動を推進しており、「電気機器」「電力・ガス」においても高い率となっている。その背景として、社会的な関心の高さに加えて企業にとってもアピールしたい点であることが原因と考えられる。その反面「6.4.3雇用及び雇用関係」(10%)「6.4.4労働条件及び社会的保護」(32%)、「6.4.5社会対話」(43%)の3課題についてはいずれも50%以下となっているが、これらについては日本企業においては当然行うべきことと目されておりCSRとは捉えられていないケースも多いと考えられる。

また5つの課題すべてにおいて、製造業が非製造業よりも高い取り組み率を示している。その背景としては、製造業における労働者の構成が非製造業に比べて多様性に富んでいることなどが考えられる。

#### 4.2.4 環境

4つの課題に対して、全業種平均では3.43の課題に取り組んでいる。「取り組み課題数(平均)／課題数」は86%で、7つの中核主題の中で最も高い。製造業においては93%、非製造業では72%であった。

日本のCSRにおいては、環境保全に対する取り組みが他の中核主題に比べると進んでいることが示された。とくにステークホルダーの関心も高い「6.5.5気候変動の緩和及び気候変動への適応」に関しては99%の企業が活動を推進しており、37あるISO26000の課題の中で最高率となった。さらにそれぞれの項目についての情報開示の内容も、過去からの環境負荷の推移をグラフで示したり、具体的な環境負荷低減対策を紹介するなど、「環境」以外のテーマについての記述と比べて充実した厚い記述となっている。その背景としては、高度成長期以来の公害対策の実績がベースにあることや、多くの企業でCSR報告の歴史が環境報告から始まっていること、さらにISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムの普及があると考えられる。

製造業と非製造業との間で21ポイントの差があるが、製造業においては製品の生産にともなうエネルギー使用や廃棄物の発生、化学物質の使用などによる環境負荷が大きいことから、ステークホルダーに対する説明責任を強く意識していることがうかがえる。

なお「6.5.6環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復」については、生物多様性の保全に関する取り組みが散見されたが、これは2010年10月に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県で開催されたことに関連すると考えられる<sup>5)</sup>。

#### 4.2.5 公正な事業慣行

5つの課題に対して、全業種平均では1.51の課題に取り組んでおり「取り組み課題数(平均)／課題数」は30%である。製造業においては36%、非製造業では19%であった。

調査対象企業のCSR報告書のほぼすべてが、コンプライアンスに関する体制や規定、教育の実

施状況などを掲載している。しかしながら、ISO26000に掲げられた課題について個別具体的に掲載している例は少ないという状況である。

もっとも多く企業が取り組んでいる「6.6.6バリューチェーンにおける社会的責任の推進」(59%)では、サプライチェーン等に対するCSR調達を活動事例として挙げる例が多かったが、そこからさらに進んでコンプライアンス等のCSR推進支援に取り組む例も増えてきている。同課題では、製造業で72%、非製造業で33%と両者の差が大きく、製造業のなかでもとくに「化学」(100%)、「電気機器」(92%)、「輸送用機器」(91%)が高い。これは、化学業界では以前からレスポンシブルケア<sup>6)</sup>への対応が進んでいたことが背景にあり、また電気機器、輸送用機器ではRoHS指令に代表される市場からの圧力とサプライチェーンに対する影響力の大きさが反映されていると考えることができる。

「6.6.3汚職防止」は、全体では取り組み率が18%であるが「輸送用機器」(36%)、「化学」(33%)、「卸売」(33%)の3業種が高い値となっている。この課題はリスク低減型の活動の典型ともいえるものであるが、海外での大型工場の進出や大規模プロジェクトなどに関連し、外国政府や行政機関との接点が想定される業種において顕著であると考えられよう。

また「6.6.5公正な競争」(43%)については、独占禁止法違反などの不祥事発生企業において詳細に対応状況を掲載しているケースが散見されたが、マテリアリティを重視した記載といえる。

#### 4.2.6 消費者課題

7つの課題に対して、全業種平均では2.83の課題に取り組んでおり「取り組み課題数(平均)／課題数」は40%である。製造業においては43%、非製造業では35%であった。

「6.7.4消費者の安全衛生の保護」(72%)、「6.7.6消費者に対するサービス、支援、並びに苦情、及び紛争の解決」(68%)、「6.7.7消費者データ保護及びプライバシー」(56%)において高い率となった。他の中核主題に比べて、製造業(43%)と非製造業(35%)の差は比較的小さい。

「6.7.8必要不可欠なサービスへのアクセス」(14%)は、生活困窮者への電気、ガス、水道、通信などの生活インフラ確保を想定したものであるが、調査対象のなかではそれ以外の例のみであった。これまで国民の生活水準がほぼ一定レベル以上にあったわが国ではこうした点に対する企業の意識は低いと考えられる。しかし、長引く景気の低迷に加えて東日本大震災で多くの被災者が発生したことなどから今後の動向が注目される。

#### 4.2.7 コミュニティ参画及び開発

7つの課題に対して、全業種平均では3.24の課題に取り組んでおり「取り組み課題数(平均)／課題数」は46%である。製造業においては47%、非製造業では45%であった。

「6.8.3コミュニティへの参画」(91%)、「6.8.4教育及び文化」(91%)、「6.8.9社会的投資」(76%)

が高い数値となっており、地域貢献を重視するわが国のCSRの特性が現れている。一方「6.8.5雇用創出及び技能開発」(22%)や「6.8.7富及び所得の創出」(9%)が低い水準にとどまっている点も、ヨーロッパに比べてBOPビジネスに対して消極的とされるわが国の企業の特徴といえる。「6.8.8健康」で最も高い率だったのは生命保険会社の属する「銀行・保険」(71%)である。社会の健康増進が保険金支払の抑制につながることから、本業に寄与するCSRの典型といえよう。

## 5 総括

中核主題、あるいは個別の課題によって、日本企業の取り組み率は非常に大きなばらつきがある。取り組み率の高い課題については、具体的な内容に類似性が見られる傾向があった。取り組み率の低い課題は「リスク低減型活動」と「機会拡大型活動」に分けられ、「リスク低減型活動」の内容は具体的活動が類似しており、「機会拡大型活動」は、企業の特質に応じた独自性の高いものが多かった。製造業と非製造業を比較すると、すべての中核主題において製造業の方が、取り組み率が高いことが分かった。その一方で、非製造業の中でも本業に則したCSRを推進している例がみられた。

冒頭で指摘したようにISO26000はガイダンスであり、すべてこれに準拠する必要はない。しかしながらISO規格として発行された以上、ここに示された中核主題と課題にどう取り組むのかについて企業は姿勢を明確にする必要がある。それには自社のCSRそのものについて、誰に向けて、何のために、何を重点的に推進し情報開示するのかを再度問い直すことが求められるであろう。ISO26000では中核主題と課題のほかにも、活動の基盤となる基本慣行として自社の社会的責任の認識、ならびにステークホルダーの特定と彼らとのコミュニケーションや信頼性向上についても規定している。もとよりCSRとは、進むべき方向を示し推進力となるこれらがあって初めて実践されるものである。こうした点も考慮するならば、ISO26000の発行はわが国のCSR活動に対して質的变化をもたらす契機となる可能性がある。その変化を把握するために、継続的な調査を実施することが必要である。

なお、本研究はCSR報告書の開示内容に基づくものであるが、現状ではCSR報告書への記載項目は企業の裁量に委ねられており、ISO26000で課題とされているテーマについて活動を推進している場合でも、必ずしもその内容がCSR報告書に掲載されているとは限らない。そのため本調査は活動の実態を正確に示しているとはいえない可能性がある。とくに対応率が低いとの結果が出た「人権」や「公正な事業慣行」について、この点が危惧される。

## 付 録

### 付録1 調査対象企業リスト

IHI, JFE, KDDI, MS&ADインシュアランスホールディングス, NTTデータ, T&Dホールディングス, アイシン精機, 旭化成, 旭硝子, アサヒビール, 味の素, イオン, 伊藤忠エネクス, 伊藤忠商事, エヌ・ティ・ティ・ドコモ, 王子製紙, 大阪ガス, 大林組, 鹿島, 川崎重工業, 関西電力, キリンホールディングス, キヤノン, 九州電力, 京セラ, 神戸製鋼所, コスモ石油, 小松製作所, 清水建設, 昭和シェル石油, シャープ, 商船三井, 新日本製鐵, 住友化学, 住友金属工業, 住友商事, 住友電工, 積水ハウス, セブン&アイ・ホールディングス, 全日本空輸, 双日, ソニー, 第一生命保険, ダイキン工業, 大成建設, 大日本印刷, 大和ハウス工業, 武田薬品工業, 中国電力, 中部電力, デンソー, 東海旅客鉄道, 東京海上ホールディングス, 東京ガス, 東京急行電鉄, 東京電力, 東芝, 東北電力, 東レ, 凸版印刷, トヨタ自動車, 豊田自動織機, トヨタ車体, 豊田通商, 西日本旅客鉄道, 日本製紙グループ本社, 日本たばこ産業, 日本通運, 日本電気, 日本郵船, 日産自動車, 任天堂, パナソニック, パナソニック電工, 阪和興業, 東日本旅客鉄道, 日立製作所, 富士通, 富士フイルムホールディングス, プリヂストーン, ホンダ, 三越伊勢丹ホールディングス, マツダ, 丸紅, みずほフィナンシャルグループ, 三井化学, 三井住友フィナンシャルグループ, 三井物産, 三井不動産, 三菱UFJフィナンシャル・グループ, 三菱化学, 三菱自動車工業, 三菱商事, 三菱重工業, 三菱電機, 三菱マテリアル, ヤマダ電機, ヤマトホールディングス, ヤマハ発動機, リコー

以上100社（五十音順）

### 付録2 本研究における整合性の判断基準

#### 組織統治（課題数1）

- ・意思決定のプロセス及び構造  
組織の社会的責任に関するトップのコミットメント, 戦略もしくは目標, および全社的な推進体制に関する記述の有無。

#### 人権（課題数8）

- ・デューディリジェンス  
人権侵害の危険性を回避するために対処する組織とプロセスについての記述の有無。
- ・人権に対する危機的状況  
人権侵害の危険性が高い状況における, 人権尊重を保証するプロセスについての記述の有無。
- ・加担の回避  
直接的, 受益的, あるいは暗黙の共謀により他の人権侵害に加担しないよう, 危険性を検知し防止するプロセスについての記述の有無。
- ・苦情解決  
人権が侵害されたと考える人々が組織に知らせ, 救済措置を求めるための手段やプロセスについての記述の有無。
- ・差別及び社会的弱者  
差別の撤廃や社会的弱者の社会参加機会増大に対する活動の記述の有無。
- ・市民的及び政治的権利  
個人の市民的, 政治的権利を守るプロセスについての記述の有無。

- ・経済的，社会的及び文化的権利  
個人の経済的，社会的及び文化的権利を守るプロセスについての記述の有無。
- ・労働における基本的原則及び権利  
結社の自由，団体交渉，機会均等，差別防止への対処に向けた自主的な活動についての記述の有無。

#### 労働慣行（課題数 5）

- ・雇用及び雇用関係  
雇用形態，雇用契約に関する適正を維持するプロセスについての記述の有無。
- ・労働条件及び社会的保護  
労働条件や労働者保護に関する適正を維持するプロセスについての記述の有無。
- ・社会対話  
共通の経済的，社会的問題に関して，労働者の代表との間で行われる交渉，協議，情報交換についての記述の有無。
- ・労働における安全衛生  
労働安全・衛生を適正に維持するためのプロセスについての記述の有無。
- ・職場における人材育成及び訓練  
人材育成・訓練を適正に維持するためのプロセスについての記述の有無。

#### 環境（課題数 4）

- ・汚染の予防  
大気排出，排水，廃棄物，有害化学物質などの汚染を防止するための活動と実績についての記述の有無。
- ・持続可能な資源の活用  
エネルギー効率向上，水の保全，材料使用効率向上などについての活動と実績についての記述の有無。
- ・気候変動の緩和及び気候変動への適応  
温室効果ガス排出抑制，あるいは気候変動対応についての活動と実績についての記述の有無。
- ・環境保護，生物多様性，及び自然生息地の回復  
自然環境保護，生態系，生息地保護についての記述の有無。

#### 公正な事業慣行（課題数 5）

- ・汚職防止  
汚職防止に対するプロセスについての記述の有無。
- ・責任ある政治的関与  
公正な政治プロセスを支援し，社会の利益となる公共政策の策定を促すための政治的関与を実現するためのプロセスについての記述の有無。
- ・公正な競争  
反競争的な行為に参与しないためのプロセスについての記述の有無。
- ・バリューチェーンにおける社会的責任の推進  
バリューチェーンに含まれる組織が，社会的責任に則した活動をするための支援等のプロセスについての記述の有無。
- ・財産権の尊重

他組織の物質的・知的財産権を侵害しないためのプロセスについての記述の有無。

#### 消費者課題（課題数7）

- ・公正なマーケティング，事実に即した偏りのない情報，及び公正な契約慣行  
消費者に分かりやすい形で製品・サービスに関する情報を伝えるプロセスについての記述の有無。
- ・消費者の安全衛生の保護  
消費者の身体，財産，環境に安全な製品・サービスを提供するためのプロセスについての記述の有無。
- ・持続可能な消費  
自社製品・サービスが消費者の福祉，健康，環境等に及ぼす影響に関する情報を伝えるプロセスについての記述の有無。
- ・消費者に対するサービス，支援，ならびに苦情，紛争の解決  
消費者に対するアフターサービス，相談窓口等に関する記述の有無。
- ・消費者データ保護及びプライバシー  
個人データの収集，処理で消費者等のプライバシーが侵害されないようにするプロセスについての記述の有無。
- ・必要不可欠なサービスへのアクセス  
消費者の生存権（健康で文化的な最低限の生活）への配慮に関する記述の有無。
- ・教育及び意識の向上  
消費者が自身の権利と責任を知ることができるようにするための教育と意識向上に関する記述の有無。

#### コミュニティ参画及びコミュニティの発展（課題数7）

- ・コミュニティ参画  
問題の防止・解決やステークホルダーとの協調関係強化を目的とする，市民団体や市民社会などのネットワーク参加に関する活動の記述の有無。
- ・教育及び文化  
文化の保護・振興，教育の普及に関する活動の記述の有無。
- ・雇用創出及び技能開発  
人権や労働慣行に配慮した雇用の創出，及び適切で生産的な職を得るための技能開発に関する活動の記述の有無。
- ・技術の開発及び技術へのアクセス  
人的資源の開発，及び技術の普及が図れる専門知識，技能知識の導入に関する記述の有無。
- ・富及び所得の創出  
コミュニティに利益をもたらし，経済的・社会的福利を促進する活動についての記述の有無。
- ・健康  
コミュニティの公衆衛生への脅威を抑え，健康衛生に貢献するためのプロセスについての記述の有無。
- ・社会的投資  
コミュニティの社会的側面を改善するためのインフラその他のプログラムに関する記述の有無。

## 注

- 1) 2011年1月28日現在。
- 2) 「CSR報告書等」とは「サステナビリティレポート」「社会・環境報告書」あるいは「アニュアルレポート」等の名称で、社会・環境・経済側面についての年度報告として位置づけられているものを指す。調査対象は、当該企業、持ち株会社、あるいは当該企業グループの発行する報告書とし、発行主体、あるいは開示内容によって適宜選択した（例：三菱ケミカルホールディングスの報告書が特集中心であり、調査対象としては不適切と判断したため、同グループの中核企業である三菱化学の報告書を対象としたなど）。「発行している」とは、2011年1月末日現在で印刷物の送付を実施、あるいはWEB上にPDFファイルなどのまとまった形で掲載しているものとする。
- 3) 「判断基準」は付録として掲載した。
- 4) 経済同友会（2010）では、外国人持株比率が50%以上の企業においては「デューデリジェンスの行使が、人権侵害への共謀の回避に有効であることを知っており、行使を徹底している」と回答した率が100%と報告されている。このことから、「6.3.3デューデリジェンス」「6.3.4加担の回避」については、取り組み率が株主構成や海外における事業展開の度合いに依存している可能性がある。
- 5) 経済同友会（2010）によると、生物多様性に対する取り組み方針を策定している企業は21%にとどまっており、本調査の結果との差が大きい。ここから、方針はないが森林保全などの活動について一応報告書に掲載しておこうと考えた企業が少なからず存在することがうかがえる。
- 6) 化学関連企業を対象に、化学製品の全ライフサイクルに亘って環境、健康、安全面の対策を実施・改善し、その成果を公表する自主活動。わが国では1995年に日本レスポンシブルケア協議会が発足し、取り組みを推進してきた。

## 参考文献

- AccountAbility（2008）*AA1000 AccountAbility Principles Standards 2008*, AccountAbility（株式会社あらたサステナビリティ認証機構訳『AA1000 AccountAbility 原則基準 2008 日本語翻訳版』, 2008年）.
- GRI（2006）*Sustainability Reporting Guidelines*, Global Reporting Initiative.
- ISO 26000（2010）*Guidance on Social Responsibility*, International Organization for Standardization（ISO/SR国内委員会監修『日本語訳 ISO26000:2010社会的責任に関する手引』日本規格協会, 2011年）.
- UN（2000）*Global Compact*, United Nations.
- 足達英一郎・小崎亜依子（2008）「日本企業のCSR経営の現状と課題」関西国際交流団体協議会『NPOジャーナル』第20号, 28-30頁。
- 小河光生（2010）『ISO26000で経営はこう変わる－CSRが拓く成長戦略』日本経済新聞社。
- 環境省（2010）『環境にやさしい企業行動調査結果（平成21年度における取組に関する調査結果）』環境省。
- 経済同友会 社会的責任経営委員会（2010）『日本企業のCSR－進化の軌跡 自己評価レポート2010』経済同友会。
- 藤井敏彦（2005）『ヨーロッパのCSRと日本のCSR』日科技連出版社。
- 眞崎昭彦（2006）「わが国におけるCSR（企業の社会的責任）の現状と課題－企業業績とCSRの関係を中心に－」『高崎経済大学論集』第48巻第4号, 157-170頁。
- 調査対象企業各社のCSR報告書、およびホームページ。

(筆者：神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程)

(2011年7月22日 採択)